

令和2年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和2年11月27日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 8名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 欠 員
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼こども支援課長	辻井 弘至
事 業 部 長	堀川 雅央	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
教 育 総 務 課 長	吉田 彰宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 号 安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 6 号 安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 7 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 9 号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 10 号 令和 2 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について
- 第 15 議案第 11 号 令和 2 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について
- 第 16 議案第 12 号 令和 2 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）について
- 第 17 議案第 13 号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について
- 第 18 議案第 14 号 奈良県広域消防組合規約の変更について

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

最初に、「コロナ対策で地域振興券ありがとうございます。」の声を聞きました。町長ありがとうございます。

ただいまから、令和2年第4回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。

定足数に達していますので会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

ようやく安堵町にも初冬の風情が漂ってまいりました。今年1年を振り返りますと、これまでとは全く異なる1年となりました。1月には国内初の新型コロナウイルスの感染者が確認され、4月には緊急事態宣言が発令されるに至りました。加えて、東京オリンピックも来年7月に延期されることとなった次第でございます。6月には世界の新型コロナウイルス感染者数が1,000万人を超え、今月初めには5,000万人を超えて、なお増え続けている状況でございます。しかしながら、一部では開発中のワクチンは発症を防ぐ効果が94.5%と予想以上の効果が出ており、明るい兆しが少し見えてきたようにも感じられるところでございます。

そんな折、安堵町といたしましては、住民の方々の生活を守り安心して暮らせるよう、様々な施策に取り組んできたところでございます。議員の皆さまにおかれましても引き続き御協力・御支援をお願いするところでございます。

そのような折りではございますが、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員

の皆さまにおかれましては、公私共御多忙のところ、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日、提案させていただきます案件でございます。

条例の制定、及び一部改正、並びに令和2年度補正予算などの議案が14件でございます。

議員の皆さまに御審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じて、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の改正内容に準じて、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第6号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第7号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第8号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第9号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」は、特別定額給付金事業完了に伴う減額補正及び後期高齢者医療給付費負担金・障害者医療費等の増額補正でございます。

次に、議案第11号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」は、介護報酬改正に伴うシステム改修経費の増額補正でございます。

次に、議案第12号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」は、所得税法改正に伴うシステム改修経費の増額補正でございます。

議案第13号「王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について」でございます。

そして、議案第14号は「奈良県広域消防組合規約の変更について」でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細につきましてはその都度担当課長より説

明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、7番 浅野勉議員、8番 森田瞳議員を指名いたします。

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの15日間とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第3「諸般の報告」を行います。

安堵町議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの作成について。

全国的に新型コロナウイルス感染者が増加の一途をたどり、まだまだ収束する見込みがない状況であります。当議会において感染拡大を防止するため、また感染予防のために取り組みを実施するとともに、議員本人が感染した場合等の対応を明示するために、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成しました。会議、委員会等はすでに扉を開放して換気を行いながら進め、課長は案件に関係する者に限定して出席を求めて運営しています。

当該マニュアルにおきましては、このような対策に加えて議員及び事務局職員が感染した場合や濃厚接触者と認定された場合の連絡体制、感染者が発生した場合の本会議・委員会の開催について具体的に明示することにより、速やかに対応できることを目的としています。

必要に応じて理事者側とも協議していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

以上です。

これで諸般の報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、毎年恒例であります、11月の「産業フェスティバル」、「文化祭」、12月の、これは商工会主催でございますが、「カラオケ大会」、そして「こども園もちつき大会」、1月の「マラソン大会」は、すでに中止とさせていただきます。

また、年末年始の諸行事につきましては現在のところ、感染症対策を講じた上で、12月28日から12月30日の期間で消防団による「歳末夜間警戒」を、1月10日に「安堵町消防出初式」を、1月13日に「消防協会生駒南支部連合出初式」の実施を予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の諸事業につきましては「衛生用品配布事業」として70歳以上の高齢者に対しましては、ウェットティッシュ及びマスクの配布を9月30日で完了いたしております。また65歳以上の方に対しまして、インフルエンザ予防接種を無料とする「インフルエンザ接種補助事業」を実施いたしております。10月24日現在、これは一番直近の集計ですけれど、10月24日現在では65歳以上、2,498人に対し、およそ50%の1,224人が接種済みという情報を得ております。そして「1世帯2万円の地域振興券」につきましては先ほど議長の方からも言うていただきましたが、すでに配布を完了しており、10月1日から令和3年1月31日までの御利用をいただいているところでございます。

最後に10月20日に、かねてよりいろいろと行政的に関わりのごさいました、愛知県幸田町におきまして、災害時における相互応援協定を締結いたしました。本町が県外の自治体と災害協定を結ぶのは初めてでございますが、万が一の時には応援し、平時も情報を共有すること

で防災意識を高めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育関係につきましては、このあと教育長の方から報告をさせます。よろしくお願いたします。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） おはようございます。教育委員会 辰己でございます。教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町立学校の修学旅行は当初の予定から日程・行き先を変更して、小学校は11月25日・26日、昨日・一昨日でございますが、一泊二日で実施させていただき、6年生全員が参加でき無事帰校したという報告を得ています。また中学校については、高校入試日程も考慮して現在、代替行事を検討しているところでございます。

次に、安堵小学校でトイレの大規模改修工事を実施しており、7か所のうち4か所、すでに改修工事を完了し、残り3か所、現在放課後及び土日での工事施工を進めております。

また、年末年始等を含めた諸行事につきましてでございますが、成人式は来賓人数を縮小したかたちで実施を予定しております。恒例の初釜茶会も、参加者を町内在住者に限るなど、規模を縮小した上で、初だて茶会として実施してまいりたいと考えております。十分な感染症対策に留意した実施に努めたいと考えております。

さらに、町人権教育推進協議会主催の現地研修会、また人権教育講演会はすでに中止が決定され、また、県で毎年実施されております市町村対抗こども駅伝も、中止が決定されておりますことも併せて御報告をさせていただきます。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第5 議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について」から日程第8 議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） おはようございます。総務課、吉田裕一でございます。よろしくお願ひいたします。それでは議案第1号から議案第4号までの4議案につきまして、一括して御説明させていただきます。

議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。本件は令和2年10月の人事院勧告による国家公務員の特別給、いわゆるボーナスの支給割合を改正する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において審議されており、12月までに可決される見込みであります。これに伴いまして、国に準じて安堵町の一般職等の期末手当等の支給割合につきましても、所要の改正を行うものでございます。

それでは議案第1号の新旧対照表1ページを御覧ください。

まずは、本年12月分支給分の期末手当等の支給割合の改正でございます。

第15条第2項におきまして、一般職については100分の130から100分の125に0.05月分を引き下げ、第16条第2項第2号におきまして、再任用職員については100分の47.5から100分の42.5に0.05月分を引き下げるものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページを御覧ください。

次に、来年度以降支給分の期末手当等の支給割合の改正でございます。0.05月分を引き下げを6月及び12月支給分で一律となるよう第15条第2項におきまして、一般職については100分の125から100分の127.5に改正し、第16条第2項第2号におきましては、再任用職員については100分の42.5から100分の45に改正するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和3年4月1日からの施行といたします。

なお、翌年度以降の期末手当等の支給割合の改正につきましては令和3年4月1日からの施行といたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第2号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」。本件は、議案第1号と同じく人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会において審議されており、可決する見込みであることに伴いまして、国に準じて安堵町の特別職の期末手当の支給割合につきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案第2号の新旧対照表1ページを御覧ください。

まずは、本年12月支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。

第6条におきまして、100分の170から100分の165に0.05月分を引き下げるものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページを御覧ください。

次に、来年度以降支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。0.05月分の引き下げを6月及び12月支給分で一律とするため、第6条におきまして、100分の165から100分の167.5に改正するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行とし、翌年度以降の期末手当の支給割合の改正につきましては、令和3年4月1日からの施行といたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」。本件につきましては、先ほどの議案第2号と改正理由及び改正内容が同じでございます。御説明につきましては割愛をさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第3号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、説明が重複いたしますので割愛させていただきます。

最後に、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、本件につきましても、先ほどの議案第2号と改正理由、及び改正内容が同じでございます。御説明については割愛をさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましても、説明が重複いたしますので割愛させていただきます。

以上、議案第1号から議案第4号までの4議案につきまして、一括で御説明させていただきました。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、総括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより1件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第1号について討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第2号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 議案第3号について討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 議案第4号について討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第9 議案第5号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしく願いいたします。それでは議案第5号につきまして御説明させていただきます。

議案第5号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」。本件は電子計算機の結合、いわゆるオンライン結合による個人情報の取り扱いについては、安堵町個人情報保護条例第9条の規定におきまして制限されております。しかしながら高度情報化社会の進展や国民意識の高まりなど、個人情報制度を取り巻く環境に大きな変化が生じており、このような状況から本条例の目的である個人情報の保護が損なわれることがないよう、個人の尊重に寄与することを維持しつつも、ITの活用による行政サービスの向上や、行政運営の効率化が図られている近年の高度情報化社会における個人情報の利用による公益上の必要性も確保することができるよう見直しするものでございます。

併せて、近年個人情報の漏洩等の事件が多発していることから、情報通信技術の発展により個人情報の流出等の事態が生じると、その影響は著しく、場合によっては個人の生命、身体や、財産に被害が発生することなどから、個人情報の適正な取り扱いの確保が一層求められています。

このような状況を鑑み、国や他の地方公共団体におきましては、強い姿勢で個人情報の適正な取り扱いを担保すべく罰則規定を設けております。本町におきましても、実施機関の個人情報の適正な取り扱いの確保と個人の権利利益の侵害防止を図るとともに、町民から信頼される行政運営を確保するため、条例に違反した場合には職員等に対して罰則を科す規定を強化するものでございます。

なお、オンライン結合及び罰則規定につきましては、総務省より見直しに取り組むよう助言が成されていることを申し添えます。

それでは、議案書の新旧対照表1ページを御覧ください。

新旧対照表第9条におきまして、電子計算機の結合の制限の規定を設けております。法令等に定めがあるとき、または公益上必要があり、かつ個人の権利利益を侵害する恐れが無いと認められるときに、オンライン結合を可能にする規定に改正しております。

次に第29条におきまして、受託事業者が個人情報を漏洩させた場合にのみ罰則規定を設けておりましたが、実施機関の職員又は元職員若しくは受託者又は元受託者が個人情報を提供したとき、に範囲を広げた改正とし、新旧対照表1ページから2ページにかけて個人情報漏洩のケースにより第30条、第31条及び第32条をそれぞれ新たに追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第5号

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと教えていただきたいんですけども、これは町の職員の内、全てのこの情報に関すること、電算部門ですね、統括して職務にあたるということで、以前からそういう方法を取っておられたように思います。今ちょっとその辺の責任を持って、今どこの課において、そしてまたその責任者としてはどういう待遇で今現在、監督されておるかということをおま

とお聞かせ願いたいです。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

総務課長（吉田裕一） 自席から失礼いたします。現在このオンライン結合、電算関係の業務につきましては、各課にわたっております。基幹業務に関しましては総務の方で一括して管理・契約の方をしており、責任者については私になっております。

業務の方は、基幹業務としてなので、窓口業務を主に基幹業務として、している課の方で取り扱っております。

あと、インターネットにつなげたり、そういった情報系の管理に関しましても総務課の方で行っております。また各業務につきましては連携が取れるように、他の自治体と連携が取れるような業務がこれから発生してきますので、この改正につきまして業務の方をスムーズに行えるような改正としております。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） これは各課の方ですね、その分野によって各課で専属的にそうした能力のある方がですね、携わっておられるという、これはよくわかるんですよ。だから基幹業務として一括しているというのが、今総務課長おっしゃったように総務課で行っておると。で、その総務課の、その責任としては総務課長ですけども、職員としてそれに従事させるということについて、その辺はどうですか。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

総務課長（吉田裕一） 最前線に立つのは、実際には窓口の職員になっております。その業務につきまして、責任、監督は私にある訳なんですけども、そこは所属長として管理をしていただいて、

何かあれば私の方に報告という流れになっております。

ですので、また業務に携わる者に関しましては職員になっており、罰則規定につきましても、当事者の方が責任を持って罰則規定に該当するという流れになってくる次第でございます。

以上です。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 今、吉田総務課長の方も、まだ総務課長として経験されること自体、これからですね、それを基幹として統括していくということに変わりはない訳なんですけども、特に担当者、担当者においてはいろんな情報を持ち合わせておられます。これはね。だからこの辺に関しまして、各その勤務される機関、職名によって、その職名制度というのはあるんですか。係で「お前がやれ」、「この部分はお前がやれ」というような係でされておるだけで、ここにある危機管理にあたる電算機ですね、そういう基幹の部分にあたることとして、その辞令というのですか、そういうような方法は取っておられるのですか。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

総務課長（吉田裕一） 業務に関しましては、個々の職員、係が担当しております。それを特命として誰かが管理するという危機管理というものについては特に、特命の任命はいたしておりません。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） その特命のされる職員が、ただ唯一やはり基幹としてつなげるキーですか、そのキーを保管されていると。この方だけしかわからないようなこととして、その際使えと。それはそういうことで与えられてるんでしょ。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） 業務の該当する者に関しましては、管理のアカウント・パスワードを持ちましてその業務を行っておりますので、誰彼無しに行えるものではございません。特に管理・監督に特命というものはありませんけども、その辺は各所属長に管理をしていただいておりますのでございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 大体的内容は承知いたしましたけども、これはそのパスワードですか、これは時と場合によっては悪用されるのにつながるというようなことも考えられますのでね、今後、そのところの所属長というのは、そのパスワードを管理というものをしっかりとさせていただきたい。やはり危機管理としてしっかりと責任を持ってやっていただきたいと思います。

そして今後のことでございますけども、今、今回の改正で罰則規定がいろいろと設定されたというところでございますけども、これは今その期間だけで罰則されていることであって、先ほど総務課長の責任から、要するに異動になって他の職に入ったというようなときには、それもやはり通用される訳ですね、その基幹として。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） はい。この施行の日をもちまして、今後そういった事案が発生してきた場合は異動された職員に関しましても、調査で該当するのであれば規定は適用されると考えております。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） その辺はしっかりと罰則規定も策定されて管理されていくということで評価をさせていただきます。ありがとうございました。

議長（福井保夫） はい。他に、質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第10 議案第6号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長 (増田篤人) 改めまして、おはようございます。住民課 増田でございます。議案第6号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、国のマイナンバーカードを活用した、住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入推進に向けた実証事業によりまして、現在改修を行っているコンビニエンスストア等での住民票等の写しの交付に係るシステムが、令和3年2月1日より本稼働を予定しておりまして、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付が可能になることから、これに対応するため、安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては議案書3ページ、新旧対照表1ページをお願いいたします。

新旧対照表第15条第2項、第3項及び2ページ目の第17条では、印鑑登録被登録者本人が、印鑑登録証に代えて個人番号カードでの印鑑登録証明書の交付をできるようにするための改正でございます。

第16条では、民間事業者に設置の多機能端末機で、個人番号カードを使用して印鑑登録証明書を交付するための規定を追加させていただきます。

なお、この条例の施行日は令和3年2月1日とさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長 (増田篤人) 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件について御審議の上、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 (福井保夫) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) はい。起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第11 議案第7号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉田裕一) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長(吉田裕一) 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願ひいたします。それでは議案第7号につきまして御説明させていただきます。

議案第7号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」。本件は地方公務員法及び地方独立法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行され、分限理由の一つとして、人事評価又は勤務の状況を示す事実と照らし合わせて勤務成績が良くない場合と明確化されました。本町の分限に関する条例につきましても、人事評価をより反映させるため規定の精査を行い、内容の見直し及び整理を行うための改正をするものでございます。

それでは議案書の新旧対照表1ページを御覧ください。

まず改正に伴いまして題名の改正、及び第1条におきまして条文の整理をいたしております。

次に第2条を追加いたしまして、降給の理由を新たに追加し、職員の勤務成績が良くない場合におきまして、降任、又は免職が適当でないときは降給させることができることを可能にいたしました。

続きまして、新旧対照表2ページを御覧ください。

改正後の欄、第5条第2項におきまして、法令や条例に特別な規定がない限り、休職者の期間中の給与を支給といたしました。

次に、第6条を追加いたしまして、降給は当該職員が現に受けている号給の下位3号給以内とすることといたしました。

その他の改正につきましては、条文の整理をいたしております。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 松田でございます。この人事評価の関連ですけれども、要は人事評価をどうするかによってこの降給、降格も含めてですけれども、降給ができるということになっておりますけれども、当然これは総務部長が責任者という理解で良いのでしょうか。その辺はどうでしょうかね。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉村総務部長。

総務部長（吉村良昭） 吉村でございます。最終的な権限というのは町長になります。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） そしたら人事評価をした上で、町長に報告して採決と言うのか、決裁は町長という手順でいいんですね。

総務部長（吉村良昭） はい。

1 番（松田 勝） あと内容的にはね、ちょっとわかりにくい部分もあるんですけども、例えば勤務成績が良いか悪いか、という評価の仕方をですね、もう少しその基準を細かく、例えば勤務日数であったりとか、勤務状況をどう判断するかとか、そういったきめ細かい決め方をもうちょっとする必要があるのかなと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） 自席で失礼いたします。この条例につきましては、勤務の成績に関しては細かい規定は条文には書いておらないですけども、別に人事評価の実施要領というものが町にはありまして、それを元にそういった細かい内容で勤務成績を評価させていただいて、それをもって評価者の評価として最終的には町長の決定によって分限の方を決定していくという流れになっております。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ということになれば本人からのね、異議申し立て等があれば、その細部の資料にわたってすることができる、ということの理解でいいんですね。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） そうですね、本人からの開示があれば、それには応じます。その辺にしまして異議申し立てがあれば、総務課の方が窓口となっており、こちらの方で、窓口で意見をいただくことになっております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とにかくですね、問題が発生すれば、公にしたときに、誰も疑義を挟むことがないようなやり方ですね、やっていただければ結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（福井保夫） はい。他に、質疑ありませんか。

8 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと松田議員も今、いろいろとお尋ねになられたことですが、それの他にですね、この「休職の期間中いかなる給与も支給されない」という第5条の下の部分に今度新たに設定された。今までは、従来から言ったら「休職期間中の給与については別に条例で定める」と。この「別に条例で定める」という定めは、どのような内容で定めがあったんですか。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） 条例の方におきまして、一応、職員の休職の期間というのは基本的なものは決まっております。条例に規定しておるものであれば、代表的なもので、職員の病気休暇とかそういったものがあります。それにつきましては条例の範囲内で、休職期間、給与の支給の割合を決めております。それ以外の本人の申し出とか、そういった別の理由でもし休職された場合は不支給とさせていただく、という規定になっております。

その他の理由につきましては、それはまたこちらの方で審査させていただくことにはなるんですけども、条例の方に関しましては基本的な休職期間支給割合の方は定めております。

以上です。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっとね、私の言ってることでこの「別に条例で定める」って今まで現にあったんでしょ。条例で定めておられたんでしょ。その条例のちょっと根拠、ちょっとこの条例の何ページかということで御指摘ください。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） これ、急なことでいろいろ調べていただくのちょっと時間を要すると思います。ですので、私がちょっとこれお尋ねすることに関して進んで行く方向をちょっと言っておきますので、後で、暫時休憩していただいて、その資料を提供していただいたらと思いますので。

以前に、別に条例で定めるという項目がこの条例である訳ですので、今回このいかなる給与も支給することをしないということで、本当に非常に厳しくされる訳なんですけども、ちょっとその辺のことについて、果たしてそのような状況のことについてですね、その辺の査定、諸々のことの決断というものが、その辺は職員全体の士気に影響を及ぼさないのかというようなことも含めて、ちょっと聞いていきたいと思いますので、議長、できましたら暫時休憩お願いいたします。

議長（福井保夫） はい。それでは暫時休憩したいと思います。

説明、揃いましたらまた控室の方へお願いいたします。で、報告お願いします。

総務課長（吉田裕一） はい。

休 憩（午前10時57分）

再 開（午前11時08分）

議長（福井保夫） それでは先ほどに続き、再開いたします。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田でございます。お時間いただきましてありがとうございます。

御質問の内容に関しまして、例規集の方ですね、1, 434ページになります。こちらの方が、一般職の職員の給与に関する条例になっております。この18条です。ここに休職者の給与ということで18条の規定があります。それぞれの項建てで規定されておる訳なんですけども、第1項に関しましては、通勤災害とか病気に関しましての休職でございます。こちらの方は給

与の全額を支給するとなっております。第2項におきましては、概要を申しますと、結核性の患者、そういったものが該当することになって休職に至ったということであれば、給与の100分の80を支給するという規定となっております。第3項におきましては、心身の故障です。こちらの方で休職をされたということであれば、100分の80を支給することとなっております。

後はそれぞれその項建てで、ケースによって一応、条例の方で支給割合の方を規定されております。これに沿いましてこういった条例と地方公務員法の方で、そういった認定のケースがあれば、それが条例に該当する場合ということで規定させていただいて、その他の、本人さんが何かをするということで休職させてくださいとか、そういった申し出の場合のケースとかが考えられると思うんですけども、そういった場合には不支給とさせていただくという規定にさせていただいております。

恐らくこのケースにはどれかに当てはまってくるのかなとは基本思っておるところなんですけども。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ありがとうございます。今、条例の方でこの内容のようなことを細分化されて、すでにある訳の中で、これは100分の80とかいろいろとその内容によって異なってきます。特に地方公務員法の中で、第28条です、職員が次の各号等に、次の各号とはいろいろある訳なんですけども、勤務成績が良くない場合とか、そしてまた心身の支障があったとかいうようなことがございますけども、この28条の中で、それに該当するときはその意に反してこれを降任し、または免職することができる。とこれは地公法の中である訳なんです。地方公務員法の中でね。その辺のことも加味しながら今回のこの方で条例を制定されるというところに今、至ってる訳なんですけども、私、一概にこの第6条に予定されます、5条ですか、いかなる給与も支給されないと。5条第2項です、ということ。これは支給されないということに関しては非常にね、なかなか、絵に描いた餅みたいなんです、なってしまうと実用がなかなか難しいんじゃないかなという懸念をいたします。そのこともございますし、ちょっとまた先ほど、山岡議員の方からこの内容等に伴っては、ちょっとやはり日数と、休暇されている日数ということも加味されることが必要であろうということがございますので、この辺のことについて、ちょっと山岡議員の方にも質問事項をちょっとお願いしたいので、ちょっと議長の方よろしく、山岡議員の方からお願いいたします。

4番（山岡 敏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。山岡議員。

4番（山岡 敏） 山岡でございます。この条例を見させてもらってですね、えらい厳しいなど。いきなり休職したら給料カットやと。払わないと。この休職がやむを得ない場合がある訳ですよ、いろんな怪我をしたりとか何とかということですね。その、要は自分が持っている有給休暇ありますわな、そやから有給休暇を消化してそこから休職に入る訳ですよ。その辺はどうですか。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） 基本的にはこの18条に書いておる内容でございますと、怪我や心身の病気とかの理由があります。そちらの方は医療機関の診断書等が恐らく発行されます。それによってこちらの方で、判断しておりますので、先に有給休暇を取得はされずに、その診断書の療養期間をもって休職期間を判定しております。

以上です。

4番（山岡 敏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。山岡議員。

4番（山岡 敏） わかりました。ということは結局、僕の言いたいののはね、いきなり休職じゃなくて、要はその怪我をしたり何かして、入院もしくは自宅待機というような、そうすると自分が有給休暇を持っていると、その有給休暇を消化してもまだ足らんと、足りないからそこから休職というようなかたちになるのか、それとも、普通は休職じゃなくて休養させてもらうというようなかたちになる訳ですよ、そこからその人が何日来ないことによって給料のカットが生じてくる訳ですよ。いきなりそのカットじゃなくて、有休消化してそこからスタートする。そして何日間、まあ60日と、以上ならば100分の何%のカットとか、徐々にカットされていく訳ですよ。僕これを見ていると、休職ということは先ほどチラッとおっしゃったね、何か

他をするために休むとか、休職させてくれとか、これは公務員としてあり得ない訳ですよ、
他で仕事するという事はできないんだからね。だから休職ということはもう、その他のことは
何もしなくて休職しないと。それを認めたら3か月間休職させてくれと、で、他の仕事をし
てると、これは地公法に抵触しますわね。だからそれはちょっと僕はおかしいと思いますので、
それはチラッと言わはったので、正式な答えじゃないと思いますけども。

僕が聞きたいのは、要はいきなり休職したら給料カットやと。一銭も出さん、というのがち
よっと僕はあまりにも厳しい法律やないかと。その休職するまでの期間というのはある程度認
めてあげて、それが無くなったら、そこから休職になりますよと。そこからはもう給料は何ぼ
何ぼ減っていきますよ、というのか、それとももう休職に入ったら、給料一切払いませんと。
復帰できるかもわかりませんわな、復帰できへん人やったら休職よりも退職してもらわなしゃ
あないですから。

そこらの見極め、もうちょっと審議する必要があるんじゃないですかね、いきなり休職した
らもう給料は払わないじゃちょっと理解できませんので。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） すみません、ちょっと私の言葉足らずで申し訳ございません。まず怪我とか
心身の病気をされた場合には、医療機関の方で受診していただいて、まずは診断書が出た場合
には、休職ではなくて病気休暇というかたちになります。その病気休暇に関しましては一応、
日数が決まっており、心身の場合であれば90日までが病気休暇を認めると。その間お給料の
方は全額支給されます。その後、その期間が過ぎれば、医療機関の判断も伴いますけども、ま
だ出勤ができないという状態であれば、その期間を過ぎれば休職というかたちになります。そ
の休職期間に関しましては、病気休暇であれば100分の80というかたちで期間を設けて、
心身の故障であれば1年間に達するまでは100分の80で支給する、という条例上の規定に
なっております。

ここに条例に規定されている以外の理由というのが、すみません私も具体的に説明できなく
で申し訳ないんですけども、この規定以外で該当するという方はなかなかいらっしゃらないと
は思います。もし出てきた場合には、そういった不支給にさせていただきます。という規定で
今回、規定させていただいた次第でございます。

以上でございます。

4番（山岡 敏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。山岡議員。

4番（山岡 敏） 今の説明でね、納得したというか、ある程度わかりました。いきなり休職になったら給料払わないと、ちょっと地方公務員法上ね、クビにする訳にいかんからやね、本人が休職を願い出てるんやから、その間は何日間は今おっしゃったような給料を払っていきますと。そしてそれが過ぎてしまつたらもう全く給料をカットする。と言うんやつたらわかるけど。これで見たら、いきなり休職の場合給料を払わないというようなね、条文になつとるんで、これはちょっと厳しいんじゃないか、ということで質問させていただきました。
どうもありがとうございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 今までいろいろ質問あつて聞いておるんですけども、どうも条例うんぬんよりも運用の仕方ですね、いろいろ質疑されているようです。私、総務産業建設常任委員長の方やつてますけれども、この案件についてですね、今言いました総務産業建設常任委員会に付託してはどうかと。12月4日に開催を考えているんですが、要はそこでもう少し、ちょっとやっぱり煮詰める必要が、私は今聞いておつてですね、そういう判断をさせていただいたんですが、その辺ちょっと議長の方で取り計らいよろしく願いいたします。

議長（福井保夫） それでは、この議案第7号に関しては12月4日の総務産業建設常任委員会に付託することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） はい。異議なしと認めます。

それでは議案第7号は12月4日、総務産業建設常任委員会で、もう少し詳しく説明を受けたいと思います。委員長よろしく願いします。

議長（福井保夫） 日程第12 議案第8号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課、増田でございます。議案第8号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることから、安堵町国民健康保険税条例を改正する必要が生じました。改正内容につきましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準所得の見直しによる改正及び引用条項の条ずれによる改正でございます

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、引用条項の条ずれによる改正でございますが、第4条の2以降ですね、第10条、第12条、2ページの第18条第1号、第19条、3ページの第21条、少し飛びまして5ページ第22条の2、次6ページの附則第3項、第4項、7ページの第6項、第7項、8ページ第8項、第9項、9ページの第10項、第11項、10ページ第12項、11ページ第13項。これら条項は全て引用条項の条ずれによる改正でございます。

ページ戻りまして新旧対照表3ページをお願いいたします。

第22条につきましては、国民健康保険税における均等割・平等割の減額を行うための基準の規定で、第1号では7割軽減、次4ページ、第2号では5割軽減、第3号では2割軽減の軽減基準がそれぞれ規定されています。本改正につきましては、個人所得税の課税の見直しのため、給与所得控除や公的年金控除から、基礎控除への10万の振替えに伴う軽減判定基準の見直しによる改正で、基礎控除額を22条第1項を見ていただきますと、33万円から43万円に改正を行うとともに、さらに同世帯に給与所得者や公的年金所得者が二人以上いる場合のために、二人以降さらに10万を増額し、この個人所得課税の見直しの影響を受けないよう、これまでの軽減基準を維持するための改正でございます。

なお、この条例の施行日は令和3年1月1日とさせていただき、令和3年度課税から適用いたします。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして御審議の上、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第13 議案第9号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 引き続き、住民課、増田でございます。議案第9号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、安堵町環境美化センターが令和2年8月をもって焼却炉を停止し、本町の廃棄物については天理市が処理することとなったこと、及び今後環境美化センターの解体工事に着工する予定であることから、安堵町環境美化センターの都市計画法における都市施設の廃止について奈良県知事と協議を行っております。その決定が令和2年11月下旬に見込まれることから上記条例における、環境美化センターの廃棄物処理施設としての設置規定を見直すため所要の条例を改正するものでございます。

また、一部の規定で文言の整理を行います。

詳細につきましては、議案書3ページ新旧対照表1ページをお願いいたします。

新旧対照表第1条の目的を現状の取り組みに合わせるため、規定中「安堵町における」の次に「廃棄物の抑制及び再生利用の促進等、廃棄物の減量を推進するとともに」を追加させていただきます。第2条の2の見出し中「廃棄物処理施設の」を削りまして、第1項を「前条のとおり廃棄物を処理するため、安堵町大字笠目326番地の1に安堵町環境美化センターを設置する」に改め、同条第2項を削り、安堵町環境美化センターの廃棄物処理施設の設置規定を改めます。第4条第3項では、「廃棄物処理施設の損害防止及び運搬、回収」を「、運搬及び回収」に改め、第5条第1項では、「可燃物・不燃物とに分別し」を「種別ごとに分別を行い」に改め、「、不燃ごみ」を「等」に改めます。次のページの第12条第1項第1号では、リットルの表記を漢字からカタカナに改めます。

なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の2の改正規定については別に規則で定めて施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号

安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件について御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第14 議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,332万6,000円を追加し、歳入歳出総額を47億5,876万6,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、デジタル手続き法により、住民基本台帳ネットワークと戸籍システムとの疎通に向け、戸籍中継サーバーの設置が必要となりますので係る経費の増額補正でございます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付事業、10万円給付事業の完了により交付金額が確定をいたしましたのでそれに伴う減額補正、及び歳入では奈良モデル応援補助金の採択を受けての財源更正を行うものでございます。

二つ目といたしましては、奈良県後期高齢者医療給付費定率市町村負担金の令和元年度実績清算に伴い給付費負担金に不足が生じたため、また令和2年度におきましても当初予算を上回るため、また障害者医療費におきましても利用の増加に伴い、当初予算では不足が生じますので、必要額を増額補正するものでございます。

次に、制度改正に伴い障害者システムの改修が必要となり、係る経費の増額補正、及び介護保険、また後期高齢者医療においても制度改正に伴いシステム改修が生じ、係る必要経費を各特別会計に繰出すものでございます。

三つ目といたしましては、美化センター焼却施設の炉の停止に伴い天理市へ廃棄物処理を委託したことによる財源更正でございます。

また教育費では、新型コロナウイルス感染拡大対応の為、十分な換気のもと冷房使用の機会が増加したことなどから、小学校の光熱水費、及び燃料費に不足が生じたので、冬季暖房に備え必要額を増額補正するものでございます。

最後に、債務負担行為におきましては、給食調理配送及び洗浄委託に係る令和3年度から3年間の長期契約準備に向けた債務負担行為の追加補正でございます。

それでは補正予算書により詳細を説明させていただきます。12ページ、13ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、9目 特別定額給付金給付事業費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応事業完了により、委託費、電算システム改修委託ではマイナス582万円の減額、特別定額給付金では440万円の減額補正、その他経費を合わせまして合計1,233万円の減額補正でございます。

次に、戸籍・住民基本台帳費におきましては、戸籍中継サーバー構築業務委託として113万円の増額補正でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、委託料で、電算システム改修費159万5,000円、7目 介護保険事業費で、繰出金106万4,000円の増額補正でございます。

8目 自立支援給付費で、介護給付費・訓練等給付費で1,499万4,000円、障害者医療費218万6,000円の増額補正でございます。

9目 地域生活支援費事業で、移動支援事業25万9,000円の増額補正でございます。

10目 後期高齢者医療費で、療養給付費負担金212万6,000円、繰出金79万2,000円の増額補正でございます。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 塵芥処理費で、需要費マイナスの1,158万円の減額、手数料で1,400万円の増額、委託料で645万6,000円の減額補正でございます。

次のページ、16ページ、17ページをお願いいたします。

9款 教育費、2項 小学校費で、需用費151万円の増額補正でございます。

続きまして、8ページ、9ページへお戻りください。歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金で、1目 民生費国庫負担金におきましては、障害者自立支援給付費負担金で749万7,000円、障害者医療費負担金109万3,000円の増額補正でございます。

2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金で、特別定額給付金給付事業費補助金で440

万円、事務費補助金で800万3,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,785万1,000円の減額補正でございます。

2目 民生費国補助金で、地域生活支援事業等補助金110万9,000円の増額補正でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費負担金におきまして、障害者自立支援給付費負担金374万8,000円、障害者医療費負担金54万6,000円の増額補正でございます。

2項 県補助金、1目 民生費補助金で、地域生活支援事業等補助金6万4,000円、2目 総務費補助金で、奈良モデル応援補助金1,785万1,000円の増額補正でございます。

最後に、19款 繰越金、1項 繰越金で1,167万2,000円の増額補正でございます。

補正予算書4ページへお戻りください。

債務負担行為におきまして、安堵町学校給食調理配送及び洗浄委託事業にかかる令和3年度から5年度の債務負担行為で、限度額7,920万円の追加補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第10号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第10号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,332万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,876万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億5,696万7,000円、補正額859万円、計1億6,555万7,000円。

2項 国庫補助金、補正前の額12億1,136万5,000円、補正額マイナス2,914万5,000円、計11億8,222万円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億287万7,000円、補正額429万4,000円、計1億717万1,000円。

2項 県補助金、補正前の額8,308万8,000円、補正額1,791万5,000円
計1億100万3,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額2,855万1,000円、補正額1,167万2,000円、計4,022万3,000円。

歳入合計。

補正前の額47億4,544万円、補正額1,332万6,000円、計47億5,876万6,000円。

続きまして、3ページお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額13億7,987万6,000円、補正額マイナス1,233万円、計13億6,754万6,000円。

3項 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額4,323万3,000円、補正額113万円、計4,436万3,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億4,390万9,000円、補正額2,301万6,000円、計6億6,692万5,000円。

4款 衛生費、2項 清掃費、補正前の額6億7,726万3,000円、補正額0、計6億7,726万3,000円。

9款 教育費、2項 小学校費、補正前の額2,974万2,000円、補正額151万円、計3,125万2,000円。

歳出合計。

補正前の額47億4,544万円、補正額1,332万6,000円、計47億5,876万6,000円。

次のページ以降の債務負担行為補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと2、3お伺いしたいのですが、その補正の中で、衛生費等で今回、負担金で天理市の方の焼却炉使用、この負担金403万6,000円計上されております。このことに鑑みましてね、ちょっとお聞かせ願いたいのですが、住民課長の方で、私、先般、先般に限らず、私、再三再四この分別化のことにに関して基本的なこと、実は私ね、一昨日朝の分別の出したときに、缶を袋に入れて出しておいたら見事置いて行かれました。これ、なんでもかなと思ったら、丁寧に書いていただきました。袋がちょっと色が濃かったということで、この袋をです、置いて行かれた。しまった、そやそやこの袋も、結局缶の方も入れるのに一応袋も透明な袋に入れなあかんねんな、ということで私、袋を入れ替えて1時間ほどで環境美化センターに持って行って謝りました。ちゃんと札つけてくれとったんです、袋の色が違いますから出し直してくださいと。これは当たり前のことですのでね。

さて、その袋の件、これね、住民にはもちろん有償になります、有償になって負担は掛かるけども、これはもうやはり人間としてしなければならない。袋、これはね、1日も早くやはり町の指定した袋、透明な袋です、これも私、何回となく、議会の委員会でも、また課長にしても部長にしてもお願いしてきたところです。今、検討中でいろいろと考えております、ということでおっしゃっていただいて、誠にやっていただいている中でね、また言っとる、また言っとるということになりますけども、ちょっとその辺の見通しを再度お聞かせ願いたいこと1点。

あと1点は、井上課長の健康福祉課の方でいろいろと、この新型コロナ対策です、70歳以上にマスク50枚入りの箱、お配りいただきました。本当にありがとうございました。で

ね、ちょっとね、住民の方もこの70歳以上のこのマスクの方ですね、本来、敬老の集いで、毎年演劇があったときに、その時に記念品お渡しされておりますでしょ、記念品。今年は敬老の集いもう中止された。これはよくわかるんです。中止されたからその辺の記念品も無くなったんかと、ちょっといろいろ聞かれるところが実は私にもありました。私はマスクが、あれが、記念品になったんちゃうのかなというようなことで、うかつにちょっと返事、ちょっと待てよ、で、ちょっといろいろ今度は他町の方へ聞いたら、その敬老の集いは中止したけども、記念品は、この高齢者にちゃんと記念品をお渡ししたという町もあります。この辺のことはちょっと見解としてはっきりと、安堵町の場合はマスクが記念品だったら、そうだということをはっきり申し込みたい。敬老の集いの記念品は今年は無くなってます、ということか、いやいやまた後日この記念品はまだ考えておりますか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいなど。細かいことですが、ちょっとこの補正の一覧で、ちょっと御質問させていただきます。よろしくお願いします。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。住民課長。

住民課長（増田篤人） 自席で失礼いたします。ゴミの有償化のことにつきまして御回答いたします。

以前から森田議員にはいろいろ御指摘いただきまして、今ちょっと準備を進めているところではあります。近隣市町村の情報を収集しながら、今年度の当初予算にはこの有償化の袋について、予算化をさせていただいているところがございます。

ただ、本町におきまして、どのように配布していくのか、もちろん事業者にも協力いただかないといけないところではありますので、その辺の準備について、これも近隣市町村のやり方を参考にさせてもらいながら、どうするのかというところをこれから相談させていただきたいと思っております。時期はちょっと明確には言えないのですが、できるだけ早い段階で準備できるように準備の方を進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） はい。ありがとうございます。そうしたことで、これは来年度の予算として計上

していただくわけですか。今その予算の検討中ということなんですね。でね、どこで販売するのか、どこで取り扱うか、取り次ぎということも恐らく心配なさっていると思うけども、これはね、安堵町、当然商売屋の方も少ないし、それに関わってくれはる方も少ないと思いますけども、これはやってみなわからん。そやから各大字なら大字単位で応援を求めるとか、それはまあ恐らくまた区長の方にですね、お願いするとか、自治会長さんをお願いするとか言うことになっていくやろうと思いますけども、その辺も含めて前向きに早くひとつ進めていただきたいとお願いいたします。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上課長。

健康福祉課長（井上育久） 健康福祉課 井上でございます。敬老の集いの祝い品の件ですが、当初から、今年から全員に記念品を渡すことは中止させていただいて、出席していただいた方に記念品を渡す予定をしておりました。当初、このコロナ禍にありましたので、ちょうど良いかなと思ひましてマスク、プラス、ウェットティッシュ、プラス、マスクケースもつけて配布させていただいたところなんですけども、これが敬老の集いの祝い品と当初は考えておらなかったもので、それも含めて贈れたらなという気持ちがあったので、それをちょっと皆さんに伝えることができなかったのも、追加で記念品を配ることは予定はしておりません。今回のことでまた指摘を受けましたので老人クラブ等々にちょっとまた説明をさせてもらって、敬老の集いがなくて、それも含めて、今回配らせていただいたということを通知できたらなと思っております。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） はい。ありがとうございます。いろいろとそのことで、ただね、町はこう考えているということだけはっきり伝わったらそれで良い訳ですわ。だからただもう一つちょっと今、初めて聞いたんですけども、参加された方たちに記念品をお渡しするという、これ当初からそういう計画であったんやな、予定であった。それはそれで、何かのところに「参加者には記念品を差し上げます」とかそういうことで付記しておかないと、いつも今まで欠席された場合でも、後で取りに行ったら頂けた、ということが常だったんですよ。だからその辺のこともちょ

っと親切に「参加された方のみ」ということは、これは付記しておかないとわからなかったと。

今、言ってるように、せっかくマスクとマスク入れ、いろいろと新しい良いものを頂いたんだから、安堵町はこれを記念品として今回はさせていただきます。ということさえ伝えていただいたら私はいろいろと良いと思うので今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（福井保夫） はい。他に、質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第15 議案第11号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） 健康福祉課、井上でございます。よろしく申し上げます。議案第11号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」、それでは説明させていただきます。

本補正につきましては一つ目として、介護保険制度において介護報酬改正に伴うシステム改修が必要となるための補正です。

二つ目として、王寺周辺広域休日診療施設組合で行っている、介護認定審査会において、介護報酬改定に伴うシステム改修を王寺周辺広域7町で負担するための補正です。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で176万円の増額補正です。

1款 総務費、3項 介護認定審査会費で18万4,000円の増額補正です。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 介護保険事業補助金で88万円の増額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、3目 その他繰入金で106万4,000円の増額補正でございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第11号

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,411万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の部。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額は4,007万6,000円、補正額88万円、計4,095万6,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億2,759万4,000円、補正額106万4,000円、計1億2,865万8,000円。

歳入合計。

補正前の額は8億6,217万1,000円、補正額194万4,000円、計8億6,411万5,000万円。

次のページをお願いします。

歳出の部。

1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額は482万2,000円、補正額176万円、計658万2,000円。

1款 総務費、3項 介護認定審査会費、補正前の額は729万1,000円、補正額18万4,000円、計747万5,000円。

歳出合計。

補正前の額は8億6,217万1,000円、補正額19万4,000円、計8億6,411万5,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第16 議案第12号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長 (増田篤人) 住民課、増田でございます。

議案第12号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、所得税法の一部を改正する法律による給与所得等控除、及び公的年金控除の一部の基礎控除への振り替えによる改正対応のため、本町の後期高齢者医療システムを改修する必要があるため、システム改修費99万円の増額補正を行うものでございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。

1款 総務費、2項 徴収費、1目 徴収費で99万円の増額。

この財源といたしまして1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。

3款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金で79万2,000円の増額。

7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で19万8,000円の増額。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第12号

令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長 (増田篤人) 補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第12号

令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)

令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億820万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

3款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額2,878万6,000円、補正額79万2,000円、計2,957万8,000円。

7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額が0円、補正額19万8,000円、計19万8,000円。

歳入合計。

補正前の額1億721万円、補正額99万円、計1億820万円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。

1款 総務費、2項 徴収費、補正前の額25万7,000円、補正額99万円、計124万7,000円。

歳出合計。

補正前の額1億721万円、補正額99万円、計1億820万円。

次のページ以降の事項別明細書については、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第17 議案第13号「王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは議案第13号「王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について」、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町の西和

7町で設置する「王寺周辺広域市町村圏協議会」を令和3年3月31日をもって廃止することについて協議をしたいので、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号

王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について

王寺周辺広域市町村圏協議会を令和3年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 松田でございます。今までですね、親しんできた西和7町という呼び名が無くなるという理解で良いんでしょうけれども、要は今後のですね、市町村統合に向けた考え方、要は、このことをもって将来的にも、市町村統合はやらないということなのか、安堵町として先々ですね、この西和7町関係無しに統合というものを模索していくのか、その辺りちょっとわかってる範囲でお願いいたします。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。自席より失礼いたします。この王寺周辺市町村圏協議会というのは、発足というのは昭和40年の前半に設置をさせていただいてまして、これにつきましては、合併等以前の、もう少し広域的に、いろいろと行政的に考えていく上での協議会でございます。

た。その中で経過として、合併等についても市町村7町でというようなこともございましたが、この市町村圏協議会につきましては、一旦、廃止となりますが、違う分野分野での、医療であったりとか、違う分野では、引き続きその分野ごとの7町での連携というのは引き続きされると聞いております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 現状そういうふうになっていくんでしょうけれども、要は将来的にね、要は安堵町単独でずっといけるのかどうか、というところも含めて、やっぱりこれを契機に、次にどちら向いて進むんやという、やっぱり計画が必要になってくると思うんですよね、そういう意味で、例えば西和7町ではなくて生駒郡だけやとかいういろんな模索の仕方があると思うんですが、その辺ちょっと考え方だけお願いします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 私の方からお答えさせていただきます。そういう議論を十分に重ねながら、今、例えば応急診療所であるとか、そういう広域のものは当然動いています。今、そういうものを外していけば、この協議会そのものが、二つか三つの団体に補助金を渡すというその機能のみが今残ってますんで、それは一旦、個々の対応で良いんじゃないかと。市町村の。

そしてまた合併の話であったり、いろんな広域でやらないかんもの、これは7町でやるのか、生駒郡でやるのか、あるいはもう少し広域になるのか、そういう事案が当然また出てまいります。その時にはそれに対応する組織を作って検討して行ったら良いんじゃないかということで、今、松田議員が懸念されておられることについては、当然、その時その時でその場に合った対応、組織を作っていけば良いんじゃないかと。

一旦は、今、補助金を三つほど渡している、それだけのことであれば、一旦それは廃止をしていくべきであろうという7町の合意の下に、各町でこの案件、議案については出しておられます。一旦清算して、また次のステップに進んでいくと、そういうことでございますので、一旦何もかも無くすという考え方ではないことを御理解いただきたいと思います。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とにかく考え方としては、将来、安堵町をどうするかということも含めてですね、やはり他町との連携は継続していくと、今までどおり。その中で、合併ということも含めたね、やっぱり話に進展させていくといつかね、そういう方向で是非ですね、今後も前向きに検討していただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（福井保夫） はい。他に、質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第18 議案第14号「奈良県広域消防組合理約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案第14号につきまして御説明させていただきます。

議案第14号「奈良県広域消防組合理約の変更について」。本件は令和3年度の当組合の全体統合という大きな節目を迎えるにあたり、旧11消防本部の枠組みを新たに7区分に再編成し、消防組合の意思決定体制の明確化を行うものでございます。

また、広域化のメリットをさらに活かし、共通化した経費負担方法に刷新しようとするものでございます。そのため、管理者、副管理者等の人数や選任方法及び諮問機関の新設並びに経費の負担関係について、組合理約に所要の変更を行う協議をするため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表1ページを御覧ください。

組合理約第5条の改正は、区分を定める別表を改正したことに伴いまして字句の改正をしております。

第8条の改正につきましては、組合管理者の選任ルールの明確化、及び副管理者の増員、及び代表副管理者の位置づけを明確化することを目的としております。組合管理者は、再編された新たな区分で代表者を互選し、その代表者の中から総会におきまして組合市町村長の互選により選任すること、組合市町村長の意見がより反映させるため副管理者を2名から6名に増員いたします。

新旧対照表1ページから2ページにかけております第10条の改正につきましては、管理者、副管理者の任期を2年とし、再任を妨げない規定にしております。また、任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間としております。

新旧対照表の2ページを御覧ください。第13条の改正は、現在の運営協議会を改めまして、正副管理者会議に改正いたします。旧消防本部隊員の代表者で構成されておりました運営協議会を新たに再編した七つの区分の代表者による重要事項の決定機関として、正副管理者会議と

するものでございます。

改正後の第15条におきましては、管理者の諮問に応じ消防に関する事項について調査・審議する附属機関といたしまして、新たに企画調整会議を新設する条文を加えております。これにより第15条以降の条番号を1条ずつ繰り下げてはおりますが、条の全部改正で規定しております。

改正後の16条につきましては、現行規約の第15条を第16条と、新たに規定したもので、規約の章の区分が変わるため、全部改正としております。

続きまして、新旧対照表の3ページを御覧ください。改正後の第17条の改正は、経費負担の方式を、消防署所属負担方式、いわゆる自賄い方式から、共通経費化に見直すことを目的に改正しております。

新旧対照表3ページから5ページを御覧ください。こちらは別表の改正をしております。現行の別表第1番、旧消防本部を単位とする区分表でしたが、新たに7区分に再編した区分表に改正し、別表には分担金を負担する自賄い区分を定めた表でしたが、自賄い負担を見直すため削除いたしております。

なお、この規約の施行期日につきましては令和3年4月1日からといたしております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第14号

奈良県広域消防組合格約の変更について

奈良県広域消防組合格約の変更につきまして地方自治法（昭和22年法律第67号）第28条第1項の規定により、奈良県広域消防組合格約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年11月27日 提出

安堵町長 西本 安博

なお議案の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 再三すみません。この奈良県広域消防組合のこの規約の一部変更ということでございますが、内容を見てみましたら、組織のいろいろと統一とか、諸々で改正されるようでございますけども、これ、町長にお願いしておきたいことは、いろいろとこれからこの奈良県広域消防組合の規約の方に基づいて、いわゆる負担金の改正とか諸々のことがなあってまいります。それは別として、ややもするとこれから安堵町に存在いたします元の西和消防組合の東分署、これがひいては影が薄くなってくる、またなくなるのではないかというような、気配がございます。町長と私と一生懸命この西和消防組合の、奈良県のこの辺のことで参加をさせていただいているものの、東分署はゆくゆくは無くなるということは、あるようでございます。

そうしたことが絶対に安堵町住民の、地元にあるというのは、これは一番最優先の、一番結構なことでございますので、特に町長これからの機会で、そういうような話題がありましたら絶対に安堵町は屈しないしてほしい。この東分署は当初、西和消防組合が設立されたときに、当時、島田町長の時代でございますけども、町長も、そしてまた当時の消防の山田団長がですね、必死になって安堵町に東分署をもって来たというような経緯がございます。その分署がですね、名前の変更に至ったりとか、また、ここにある分署が変更されてどこかへ飛んで行ったとか言うようなことが絶対に無いように、安堵町が結束していただいて、その当時当時の議長として頑張っていっていただきたいなという思いがいたす私でございます。

その辺のことをお願いいたしまして、よろしく願いしておきます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） この間ずっと森田議員と二人でこの話は、消防の方について話をしておりました。確かに脆弱な分署でございますので、もういつの間にか取り払われるんじゃないかということは、私も非常にこれは懸念しておりますので、折に触れ森田さんと二人で、交代交代で、ここでないとかんぞということは言ってまいりました。結果、やはりまほろばインターに近いところに位置する消防署ということで、最初は西和の一带だけだったんですが、そこに郡山の一带を臨時的な措置として救急車が配置されました。そして非常に広範囲に活躍をしていただいているということです。

今度、統一化になります。統一化になったときにそれがチャラになるのかと言ったら、今、暫定的な措置をしているのが、恒久的に2隊はここに置くと。それで当面は絶対に消滅させな

い、そしてその経費は西和消防、あるいは安堵町の方にしわ寄せをするということは絶対に無い。共通経費の中で対応する。というところまで来ております。

今、その区分も11区分から7区分になったのは非常に風通しを良くするというので、私どもの西和の区分の中に今度は郡山市も入ります。大きな組織となっていくので、特に救急に関しては強化すると。当面、強化していく。で、人数でいきますとね、びっくりしました。これ誰に聞いたらええかな、総務課長あれやな、21人ほど増えてんな。

総務課長（吉田裕一） 職員ですか、はい。

町長（西本安博） そやな。2隊ほどね、交代交代になるんで延べで言うと21人ぐらい、さらに救急隊を強化するというところで、これ、この署以外は全然強化になってないんです、この署だけ2隊を正式に送り込むので21人ぐらいかな、強化されていると。細かい数字はアバウトですので若干ずれるかもしれませんが。それぐらいの強化でこれから統一化になったらやっていくということで、それは私なり森田さんなりが、もう、事あるごとにそれは言ってきた、結果そうやってきたのかなという思いもします。

それと救急の出動件数も、非常に多いということもあります。そういうことなんで統一化後も、非常に重要な署であるという認識をしていただいているというように私は認識しておりますので、その辺はバックしないように目を議会も我々も光らせていくということで、これから対応していきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

8番（森田 瞳） はい。ありがとうございました。

議長（福井保夫） はい。他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の本会議は、12月3日 午前10時開会です。

一般質問を予定しております。

本日は、これで散会します。

どうもありがとうございました。

散 会

午後0時27分
